

委員会審議

総務委員会

鯖江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

問 実態調査、立ち入り調査を実施することは法的に可能か。また、代執行で空き家を撤去した場合、費用はどのように徴収するのか。税金と同様な徴収は可能か。

答 条例に規定することで、調査を法的に実行できる。調査を踏まえた上で、助言・指導、勧告、さらに命令といった一連の事務処理が実行できるようになる。命令に従わない場合は、所有者の住所、氏名を公表でき、さらに放置し、著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行による撤去、解体などができる。その代執行に要した費用は、税金と同様に徴収することができる。

問 この条例の提案に際して、今まで各議員からの空き家の適正管理、空き家の有効活用といった質問がなされたが、それをどう考慮したのか。

答 平成23年度に行つた調査で、市内には約500戸の空き家があり、そのうち、簡単に出入りができるものや、消防法上も防犯上も、このまま放置しておくことが好ましくない空き家が31棟あることから、空き家の適正

管理を所有者に促すことを目的に、防災危機管理課、環境課、建築営繕室と鯖江・丹生消防組合で組織する連絡会で他の市の状況などを調査、研究した結果、提案とした。

意見 市民に直接、義務を課すことになる条例などの提案に際しては、議会に対し、事前に詳細な説明や相談があつてしかるべき。

鯖江市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

問 他市においても、同様の提案がされているのか、その状況は。

答 12月議会で当初から提案されているのは、鯖江市のみである。

問 条例の施行は、他市と足並みをそろえるつもりはあるのか。

答 条例の適用に当たっては、他市と足並みをそろえて実施する。

問 鯖江市では、職員は少数精銳で事務を執行している中で、職員の意欲を低下させることにならないか。

答 人事院の調査結果に基づき、国家公務員はすでに減額することが決まり、本市ではこれまで国に準じた対応をしていることから、今回の提案とした。

産業建設委員会

一般会計補正予算

●ラボーゼかわだ費について

問 平成22年度に大規模な屋根の改修をしているが、数年後には改修が必要になると無計画では。今回塗装しても、また数年で塗り直しが必要になるのでは。

答 今回補修する屋根は平成22年度にはまだ使用できたため補修を見送った箇所だが、傷みが進んだため補修するものである。今回補修した屋根は10年以上維持させたいと考え、質の高い塗装に適期であるこの時期に補正をお願いした。また、腐食の進んだ屋根については塗装では補修効果が低いため、葺き替えで対処したい。

●コミュニティバスについて

問 バスのジャンボタクシーについて、1台800万円を限度に契約することだが高額すぎるのではないか。

答 市購入の低床バスに対する利用者はあるのか。

答 ジャンボタクシーは業者所有の車両の使用を含めた契約となっており、単純な経費の比較は難しい。利用者についても、10人乗りのジャンボタクシーは狭い道を細かく運行する性質か

ら、大量輸送の低床バスとはそもそも定員が違い利用者も少ない。しかしそんな中、鯖江南線、新横江線については利用者は増加の傾向にある。

問 地元要望で今年路線追加した『歴史の道線』の利用状況は。路線追加の審議の際、利用が少なければ数年で廃止を検討するとのことだったがその判断の時期は。

答 今年前半の利用状況は十分でなかつたため、関係区長さんと協議し利用促進啓発に取り組んでいることから、来年度は利用状況を見て、利用者が増加しないようであれば再来年度には具体的な対応について地域のみなさんと検討していきたい。

総合開発事業特別会計補正予算

●西山公園道の駅の用地取得について

問 今後の用地取得予定は。また土地の所有や建物の維持・管理は。

答 用地買収は、国道として認定予定期部分は完了する。駐車場・休憩所・トイレは県の施設となり、土地は市で購入し県に無償で貸す。市は県と管理協定を結び、通常の維持・管理は市が、大規模な修繕等は県が行う予定である。

教育民生委員会

一般会計補正予算

●多機能型健康福祉施設（神明苑）整備費について

問 耐震性や老朽化の問題で給水設備等の改修を行うことは理解できるが、多額の費用をかけて、しかも補助事業ではなく市単独予算でサウナを設置することは必要なのか。今すぐに行つべきものとは思われないが、なぜ今なののか。

答 平成19年に市が取得した当時から地元よりサウナ設置などを含めた温泉施設の整備拡充への要望があり、利用者アンケートにおいてもサウナ設置の要望が多くあるため、昨年の当初予算において基本設計を計上した。その後、まちづくり交付金などの補助事業を活用できなか検討していたが、何も該当する補助メニューはないことが判明した。

給水設備は、老朽化と耐震性の問題で、もう待てない状況になってしまったので、かねてから要望のあつたサウナ設置も併せて施工することにより、工事費用の削減にもつながり、また、春先は他の時期に比べ宿泊客が少なく、工事による影響を最小限にできることなどにより、今回

の補正予算に計上した。

問 神明苑は高齢者の利用も多く、サウナでの事故も懸念されるが、事故が起きた場合の補償は、指定管理者か、それとも市か。

答 指定管理に係る協定書のリスク分担において、運営上の事故などでもたらされた損害賠償については、指定管理者の責任としている。

鯖江市税条例の一部改正について

問 国民健康保険運営協議会が行つた今回の税率改正の答申と、その諮問の際に、当初理事者から提案した内容とが違っていたとのことだが、どのような点が違っていたのか。

答 諮問に際して、当初事務局案として示した内容は、複数年の運用を見込んだ税率であり、標準世帯で計算すると、今回の税額より1万900円高いものであった。それが、協議会での審議の結果、税率は1年ごとに毎年の決算に応じた改正をすることとし、税額も当初事務局から提案した額より低く抑えることとなつた。

決算特別委員会

平成23年度一般会計歳入歳出決算

●職員配置と人材育成

問 平成23年度の超過勤務の実績は、対前年度比約8%減少をしているが、人員不足を補うために、臨時職員数が大幅に増加した結果が決算の数字として現れている。職員数は約400人で臨時職員数が460人超。適正な職員配置と人材育成の考えは。

答 地方自治体の事務事業は、人が直接行うサービスが非常に多く、IT化や効率化による人員削減の効果が期待しにくい。特に子育て・教育の分野では人手を必要とする。多様な行政ニーズに対応するには、一定の臨時職員の採用は必要。迅速で効率的な行政運営を行うためには、職員の資質と能力の向上は不可欠で、市民のための政策が継続できるような人材を育成していく。

●市営住宅の家賃滞納者への対応

問 家賃滞納額減少の取組は。

答 決算審査での指摘を受け、平成20年度に制定した鯖江市市営住宅家賃滞納整理要綱により、担当課と収納課が連携し本人に電話等による督促、連帯保証人への納付指導依頼や支払い請求を行つてている。また、収

納課では毎週納税相談を行い支払いを促している。それでも支払いに応じない悪質滞納者については本人と連帯保証人に対し、住宅の明け渡しや滞納家賃支払いの訴訟を提訴するなど法的措置を行つてている。その結果、平成19年度決算で2千680万円余があつた滞納額が平成23年度決算で740万円余と約4分の1程度に減少した。

●指定管理団体との関係

問 鯖江市社会福祉協議会との関係も含め、指定管理や事業委託を行つた外部団体との関係、連携の方をどのように考えているのか。

答 行政と福祉団体とは常に連携しながら地域の社会福祉の向上に努めることが非常に重要で、社会福祉協議会と課題の協議を行つてている。また、業務委託は、市が直接実施するより委託の方が大きな成果が期待できるものに限つては、住民に密接な団体に委託することで住民サービスにもメリットがあるものもあり、調査していきたい。今後とも、受託者との協議や行政評価等を行いながら、より住民福祉の向上に資するよう努めたい。